

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例」に対する意見）

学校人事課

1 概要

平成29年第6回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答については、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、平成29年11月20日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 条例案の概要

国において、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しが行われたことを踏まえ、部活動指導業務手当等の額を引き上げる。

(1) 改正案の内容

教員特殊業務手当

- | | | | |
|-----------------|--------|---|-----------------|
| ア 修学旅行等引率指導業務 | 4,250円 | → | 5,100円 (850円 増) |
| イ 対外運動競技等引率指導業務 | 4,250円 | → | 5,100円 (〃〃) |
| ウ 部活動指導業務 | 3,000円 | → | 3,600円 (600円 増) |

(2) 適用日 平成30年1月1日

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、国において義務教育費国庫負担金の算定方法の見直しが行われたことを踏まえ、他の都道府県の改正時期を考慮した上で改正するものであることから、異議がない旨を回答した。